



7 答 申 第 1 号  
令和8年3月27日

時津町長 山上 広信 様

時津町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会  
会 長 浦 川 裕 水

### 答申書

令和7年4月17日付け7時国健第37号により諮問があった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

時津町長（以下「諮問庁」という。）が令和7年2月20日付け6時国健第220号で審査請求人に対して行った部分開示決定（以下「本件処分1」という。）及び令和7年4月2日付け7時国健第1号で審査請求人に対して行った部分開示決定（以下「本件処分2」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和7年2月7日付け開示請求書（以下「本件開示請求1」という。）  
いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から本開示請求の日までの間における全住民の以下の情報の全て。（未接種者も含む。）
  - (1) 生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）
  - (2) 性別
  - (3) 死亡している場合は死亡日
  - (4) 転出している場合は転出日
  - (5) 転入している場合は転入日
  - (6) 当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か
  
- 2 本件処分1（本件開示請求1に対して行った部分開示決定）  
本件開示請求1の請求項目すべてが記載された行政文書が存在しなかった

ため、「予防接種法施行規則第3条に定める予防接種に関する記録」（以下「予防接種記録」という。）を開示する行政文書として選定した。

開示情報は以下のとおり。

- (2) 性別
- (6) 当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か

不開示情報とその理由は以下のとおり。

未接種者にかかる全ての情報 → 行政文書として有していない。

- (1) 接種者にかかる生年月日 → 時津町情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当。

（開示不可なら抽出日時点の年齢） → 行政文書として有していない。

- (3) 死亡している場合は死亡日 → 予防接種記録に含まれず有していない。
- (4) 転出している場合は転出日 → 予防接種記録に含まれず有していない。
- (5) 転入している場合は転入日 → 予防接種記録に含まれず有していない。

3 令和7年3月18日付け開示請求書（以下「本件開示請求2」という。）

新型コロナワクチン臨時特例接種事業に関する記録のうち、住民その他の者について、次の内容がわかるもの一切。

- (1) 新型コロナワクチンを接種した者においては、当該接種毎に、接種日、製造者、ロット番号、接種回数及び接種日における年齢
- (2) 新型コロナワクチン接種券の交付状況がわかるもの
- (3) 接種券が交付された者においては、接種券作成日又はデータ抽出の基準日における年齢
- (4) 住民である者においては、住民となった日及びその事由
- (5) 住民であった者においては、住民となった日及びその事由並びに住民でなくなった日及びその事由
- (6) 性別

4 本件開示請求2受信時のFAX送信状の記載事項

- (1) 本件処分1について、審査請求書を送付予定である。
- (2) 本件開示請求2において、求める内容が開示された際には、(1)の審査請求を取り下げる。

5 令和7年3月18日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）の要旨

本件処分1を取り消し、全部開示を求める。

6 本件処分2（本件開示請求2に対して行った部分開示決定）

「新型コロナワクチン接種者一覧」、「予防接種予診票発行履歴」、「接種券データ」を開示する行政文書として選定した。

開示情報は以下のとおり。

- (1) 新型コロナワクチンを接種した者においては、当該接種毎に、接種日、製造者、ロット番号、接種回数
- (2) 新型コロナワクチン接種券の交付状況がわかるもの
- (6) 性別

不開示情報とその理由は以下のとおり。

- (1) 接種日における年齢 → 条例第5条第1号に該当。
- (3) 接種券が交付された者においては、接種券作成日又はデータ抽出の基準日における年齢 → 行政文書として有していない。
- (4) 住民である者においては、住民となった日及びその事由  
→ 接種者については条例第5条第1号に該当。未接種者については行政文書として有していない。
- (5) 住民であった者においては、住民となった日及びその事由並びに住民でなくなった日及びその事由  
→ 接種者については条例第5条第1号に該当。未接種者については行政文書として有していない。

## 7 令和7年4月22日、諮問庁からの諮問を受理

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 本件審査請求書記載の請求理由の要旨

- (1) 「未接種者にかかる全ての情報は、行政文書として有していない」とあるが、未接種者に対しても接種券を発送しているため、住民異動の情報をも含む行政文書を作成したことが考えられる。保有しているならば、開示されなければならない。
- (2) 「接種者にかかる生年月日（又は抽出日時点の年齢）」を開示できない理由が、条例第5条第1号に該当するためとあるが、生年月日を開示することが条例第5条第1号に該当することとなる具体的な理由が記載されていない。
- (3) 本件開示請求1は、「予防接種法施行規則第3条に定める予防接種に関する記録」を求めたものではなく、(1)で述べたように住民異動の情報をも含む行政文書を保有していることが推認されるので、死亡日、転出日、転入日は開示されなければならない。

## 2 審査請求人からの意見書の要旨

### (1) 本件審査請求書に対する諮問庁の意見書記載事実の認否

- ア 開示請求にて請求する情報の内容：認める
- イ 当該開示請求の全ての項目を網羅する行政文書の存否：不知
- ウ 「予防接種法施行規則第3条に定める予防接種に関する記録」の文書名その他の具体：不知
- エ 「生年月日、住民となった事由、住民となった日、住民でなくなった事由、住民でなくなった日」が不開示情報である旨の主張：否認ないし争う
- オ 「生年月日、性別、死亡している場合は死亡日、転出している場合は転出日、転入している場合は転入日」の開示が、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧制度、住民票の写しの交付の対象となる旨の主張：否認ないし争う
- カ 生年月日が条例第5条第1号に例示列举されていること：認める
- キ 生年月日が条例第5条第1号に例示列举されていることを根拠に不開示情報と判断される旨の主張：否認する
- ク 生年月日について、時津町の人口規模において個人を特定しうる情報である旨の主張：否認ないし争う

### (2) 審査請求人の意見

- ア 条例に「個人に関する情報」のみをもって不開示情報とする旨の規定はない。条例適用の誤りが疑われ、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償の責を免れない。
- イ 個人情報ファイル簿に「住民基本台帳システムからのデータ抽出による文書」があることから、住民基本台帳の利用としては、必ずしも住民基本台帳法に規定する閲覧制度や住民票の写しの交付に限られないことは明らかである。
- ウ 予防接種券発送台帳が、住民基本台帳を基に作成されたとしても、そのことをもって住民基本台帳法に定める閲覧制度に従う理由はない。
- エ 条例第5条第1号は、「生年月日」が直ちに「特定の個人を識別することができるもの」に該当することを定めたものではないと解釈すべきであり、「生年月日」そのものが特定の個人を識別することができるものに該当するとはいえない。
- オ 令和7年3月時点で人口28,995人の時津町において、最高齢者のような特殊な例を除き、生年月日は特定の個人の識別可能性について抽象的なものにとどまる。
- カ 特定の個人の識別可能性について、「名古屋地方裁判所令和5年6月15日判決／令和4年（行ウ）第20号／行政文書非公開決定取消請求事件」（以下「名古屋地裁令和5年6月15日判決」という。）で、「特定の

個人の識別可能性が抽象的なものにとどまる限り、「特定の個人を識別することができるもの」には当たらないと解すべきである」とある。

### 3 審査請求人の意見陳述の要旨

#### (1) 本件処分2について

「生年月日」の不開示理由について、「接種者の本人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、時津町情報公開条例第5条第1号本文の規定により不開示とする」となっているが、条例第5条第1号本文に該当するといっているだけで、なぜ該当するのか、具体的な理由が書かれていない。理由が書かれていなければ、理由がないと受けとめるので、理由がないのであれば、原則どおり開示とすべきではないか。

「住民となった事由」、「住民となった日」、「住民でなくなった事由」、「住民でなくなった日」が、なぜ他の情報と組み合わせることで特定の個人が識別できるようになるのか、条文をそのまま引用しているだけで、具体的な理由が記載されていない。理由がないのであれば、原則どおり開示とすべきではないか。

#### (2) 審査請求人からの意見書について

意見書に記載した裁判所の判断は、名古屋地裁令和5年6月15日判決を引用している。

「特定の個人の識別可能性が抽象的なものにとどまる限り、「特定の個人を識別することができるもの」には当たらないと解すべきである」と書いてある。

名古屋市の条例に対する判決が、直ちに時津町の条例に該当しないものの、裁判所が判断するに至った経緯を見てみると、「個人情報保護」と「知る権利」とのバランスを取ったうえで、特定の個人を識別することができるものかを判断すると言っているのは、時津町でも同じではないか。

## 第4 諮問庁の主張の要旨

### 1 本件審査請求書に対する諮問庁の意見書の要旨

#### (1) 本件審査請求書記載の請求理由の要旨(1)及び(3)について

請求項目すべてを網羅する行政文書は存在しないので、「予防接種記録」を開示する行政文書として選定した。

本件開示請求1の時点では、接種券発送業務に使用した行政文書を、開示請求内容が含まれた文書として考慮していなかったが、本件開示請求2を受けて、接種券発送業務に使用した行政文書を部分開示した。

「全住民の生年月日、性別、死亡している場合は死亡日、転出している

場合は転出日、転入している場合は転入日」が記載された文書として住民基本台帳があり、「生年月日、性別は住民基本台帳の閲覧制度」、「生年月日、性別、死亡日、転出日、転入日は住民票の写しの交付」の対象となる。

(2) 本件審査請求書記載の請求理由の要旨(2)について

本件審査請求書では、「生年月日を開示することで時津町情報公開条例第5条第1号に該当することとなる具体的な理由が記載されていない。」とあるが、第5条本文の「不開示情報」のひとつとして第1号があり、第1号で「個人に関する情報」の例示に「生年月日」があることが不開示とする理由であることに加え、時津町の人口規模において、「生年月日」は特に個人を特定しうる情報であるため不開示とする。

(3) 開示請求に対する結論

全住民について

①生年月日（開示不可なら抽出日時点の年齢）

「個人に関する情報で、特定の個人を特定しうるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものなので、不開示。

抽出日時点の年齢は作成していないので、行政文書として有していない。」

②性別

「開示」

（接種者：令和7年3月10日付け6時国健第233号で開示済み）

（接種券交付対象者：令和7年5月7日付け7時国健第48号で開示済み）

③死亡している場合は死亡日。または住民でなくなった日及びその事由

「個人に関する情報で、特定の個人を特定しうるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものなので、不開示。」

④転出している場合は転出日。または住民でなくなった日及びその事由

「個人に関する情報で、特定の個人を特定しうるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものなので、不開示。」

⑤転入している場合は転入日。または住民となった日及びその事由

「個人に関する情報で、特定の個人を特定しうるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものなので、不開示。」

⑥当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か

「開示」（令和7年3月10日付け6時国健第233号で開示済み）

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分1及び本件処分2について条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨に基づき、住民の行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、住民福祉の向上に必要な情報の積極的な提供及び町の機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の有する諸活動を住民に説明する責務を全うされるようにするとともに、住民の的確な理解と評価の下にある公正で民主的な町政の推進に資することを目的として制定されたものであり、行政文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 条例の規定について

条例第5条本文は、開示請求に係る行政文書に法令及び条例の規定により公にすることができないとされているもの及び次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定している。

条例第5条第1号は、開示請求に係る行政文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

### 3 本件処分1及び本件処分2について

#### (1) 検討の概要

諮問庁は、本件開示請求1に対して、「生年月日」は条例第5条第1号に該当し、「死亡日、転出日及び転入日」は「予防接種記録」に含まれず行政文書として有していないとして本件処分1を行い、本件開示請求2に対して、「住民となった日及びその事由並びに住民でなくなった日及びその事由」について、接種者については条例第5条第1号に該当し、未接種者については行政文書として有していないとして本件処分2を行った。

これに対して審査請求人は、「生年月日」がなぜ条例第5条第1号本文に該当するのか、「住民となった日及びその事由並びに住民でなくなった日及びその事由」が、なぜ他の情報と組み合わせることで特定の個人が識別できるようになるのか、と主張している。

そこで、当審査会では、本件開示請求1の「死亡日、転出日及び転入日」と本件開示請求2の「住民となった日及びその事由並びに住民でなくなった日及びその事由」を同義とし、以下において、「生年月日、死亡日、転出日及び転入日」について、条例第5条第1号該当性及び部分開示決定の妥当性を検討した。

## (2) 条例第5条第1号該当性

条例第5条第1号該当性であるが、「生年月日、死亡日、転出日及び転入日」は、「個人に関する情報」であることに異論はないと考える。これらの「記述等により特定の個人を識別することができるもの」であるかについては、それぞれの情報単独では、特定の個人を識別することができるとまではいえない。

同号前段かっこ書きである「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であるかについては、「他の情報」がどのような情報であるか、条例の文言のみからは明らかでないと言わざるを得ない。

「他の情報」を一般人が入手しうる既知の情報だけでなく、特定の個人と関係がある者が持つ情報をも含むとすると、個人に関する情報のほとんどが不開示情報となってしまふ。しかし、個人に関する情報のほとんどを不開示情報とすることは、条例が想定しているところではないため、「他の情報」とは一般人が入手しうる既知の情報とすることが妥当である。

既知の情報として、新聞、町広報紙やSNSなどから個人の氏名、住所の一部及び生年月日、並びに死亡者の氏名、住所の一部、年齢及び死亡日などは、一般人が容易に入手しうると考えられるが、これらの情報と「生年月日、死亡日、転出日及び転入日」を照合することによって、特定の個人を識別できる可能性があると考ええる。

このことについては、諮問庁の「時津町の人口規模において、「生年月日」は特に個人を特定しうる情報である」との主張とともに検討する。

生年月日については、令和7年3月末時点の時津町の住民（28,995人）で、生年月日が重複しない人が40.64%（11,783人）、2人の重複が34.94%（10,132人）、3人の重複が16.83%（4,881人）である。この数値は、生年月日から個人を特定できる可能性が高いことを示している。

また、死亡日については、新型コロナワクチン接種が開始された令和3年2月から令和7年3月までの死亡者（1,265人）で、死亡日が重複しない人が41.19%（521人）、2人の重複が36.21%（458人）、3人の重複が17.55%（222人）である。死亡日に加え、死亡時年齢をも考慮すると、99.05%（1,253人）が重複せず、個人が特定できる。

これらのことから、諮問庁の「時津町の人口規模において、「生年月日」は特に個人を特定しうる情報である」との主張は、妥当であると判断する。

### (3) 条例第5条本文該当性

これまで条例第5条第1号について検討してきたが、条例第5条本文についても検討する。

条例第5条本文は「法令及び条例の規定により公にすることができずとされているもの」等を除き、開示しなければならないと規定している。

本件処分1で使用した「予防接種記録」に記載されていた「生年月日」と、本件処分2で使用した「新型コロナワクチン接種者一覧」、「予防接種予診票発行履歴」、「接種券データ」に記載されていた「死亡日、転出日及び転入日」は、住民基本台帳第1条により、「住民に関する事務の処理の基礎」として住民基本台帳から抽出した情報である。

「生年月日」等は、住民基本台帳法第11条に定める「住民基本台帳の一部の写し」に記載される項目であり、同法第11条の2による「個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」は、(1)統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、(2)公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施、(3)営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施、以上3種の活動に必要な限度において閲覧させることができる。

住民基本台帳法第12条の3に定める「本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付」は、(1)自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、(2)国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、(3)前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由があるもの（弁護士等）からの申出に限られている。

「生年月日、死亡日、転出日及び転入日」は、住民基本台帳法により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付が制限されている情報であり、「法令及び条例の規定により公にすることができずとさ

れているもの」に該当し、「住民に関する事務の処理の基礎」として住民基本台帳以外の行政文書に記載されていたとしても、不開示情報であると判断する。

(4) 部分開示決定の妥当性

以上のことから、「生年月日、死亡日、転出日及び転入日」は、条例第5条第1号に定める「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」であり、かつ条例第5条本文に定める「法令及び条例の規定により公にすることができないとされているもの」に該当し、諮問庁の部分開示決定は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和7年 4月22日	諮問庁から諮問書を受理
令和7年 6月18日	諮問庁から審査請求書に対する意見書、関係書類を收受
令和7年 7月16日	審査請求人からの意見書を收受
令和7年10月15日	第1回審査会
令和7年11月19日	第2回審査会(審査請求人の口頭意見陳述)
令和8年 3月13日	第3回審査会
令和8年 3月27日	答申

答申に関与した委員

氏名	備考
浦川 裕水	会長
山口 明利	会長職務代理者
佐野 竜之	—
相川 繁春	—
藤本 健太郎	—